

会議名	第 30 回 堺市同和行政協議会		
令和8(2026)年3月25日 (水) 午後2時00分～午後2時35分	会議場所	堺市役所 本館3階 大会議室	
出席者			
<p>(委員)</p> <p>木畑 匡会長、井藤良子副会長</p> <p>井上和希委員、田村登貴子委員、中田理恵子委員、小林晶子委員、以倉育美委員、 小林淳子委員、辻野修治委員、納谷通弘委員、青谷幸浩委員、池尻秀樹委員、 小野伸也委員、兼城 剛委員、中野貴文委員、藤本幸子委員、札幌泰司委員、 山崎 光委員、中山 均委員</p> <p>(堺市)</p> <p>黒田ダイバーシティ推進監、古谷市民生活部長、山出戸籍住民課長、 濱ダイバーシティ推進部長、脇田ダイバーシティ企画課長、 坂本ダイバーシティ企画課参事、六波羅ダイバーシティ企画課参事、 中村人権推進課長、辻学校教育課部理事、田中人権教育課長</p> <p>(傍聴人) 1名</p>			
案 件	<p>(1)事前登録制本人通知制度について</p> <p>(2)堺市同和行政協議会の見直しについて</p> <p>(3)その他</p>		
会議内容			
事務局	<p>ただいまより第 30 回堺市同和行政協議会を開催させていただきます。</p> <p>委員の皆様には、ご多忙のところご出席いただきまして誠にありがとうございます ございます。</p> <p>進行を務めますダイバーシティ企画課 当間です。よろしくお願ひしま す。</p> <p>本日は 19 人の委員が出席されております。本協議会条例第 5 条第 2 項の 規定による定足数に達していることをご報告申し上げます。</p> <p>それでは開会にあたりまして、木畑会長よりご挨拶を申し上げます。よろ しくお願ひ致します。</p>		
会 長	<p>皆さんこんにちは。本日は年度末の大変お忙しい中、当協議会にこれだけ たくさんの皆様にお集まりいただきまして本当にありがとうございます。</p> <p>着座にて進めさせていただきます。今回の会議では、まず、前回の会議で もご審議いただきました「事前登録制本人通知制度について」、そしてもう 一つは「堺市同和行政協議会の見直しについて」ということですので、皆様</p>		

事務局	<p>のご意見をそれぞれ頂戴したいと思っておりますのでどうぞよろしくお願い申し上げます。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、本日の資料を確認させていただきます。まず、次第と案件 1、案件 2 の資料をクリップ止めさせていただいた分がございます。それから、委員名簿と市の出席者の名簿がございます。裏表になっております。それから座席表がございます。以上となりますが不足等はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。</p> <p>では次に、本日ご審議いただきました内容は会議終了後、会議録を作成し市ホームページ等において公開いたします。</p> <p>本日の会議録の署名につきましては以前より会長ともう 1 名ということになっております。前は田村委員でしたので、本日ご出席の委員の中から五十音順の続きで辻野委員にお願いしたいと考えております。よろしくお願いいたします。</p> <p>また、本日の当審議会の傍聴の方は 1 名でございます。なお、傍聴の方におかれましては、事前にご確認いただきました傍聴における遵守事項についてご協力よろしくお願い申し上げます。</p> <p>それでは進行につきまして、木畑会長にお願いしたいと存じます。木畑会長よろしくお願いいたします。</p>
会長	<p>了解をいたしました。では議事に入らせていただきます。</p> <p>その前に先ほど事務局から説明がありましたとおり、本日の会議録の署名につきましては私と辻野委員にお願いします。</p> <p>それでは案件に入ります。まず案件 1 の「事前登録制本人通知制度について」事務局から説明をお願いします。</p>
山出 戸籍住民課長	<p>戸籍住民課の山出と申します。よろしくお願い致します。着座にて失礼いたします。</p> <p>前回の同和行政協議会でご意見をいただき、そのご意見を踏まえた取組についてご説明させていただきます。</p> <p>まず、制度案内の周知強化ということで案内チラシの中に電子申請フォーム及び市ホームページの QR コードを追加しました。左側の QR コードをかざしていただきますと電子申請の案内ページに直接飛びます。そして右側の QR コードは市のホームページに詳しい説明が載っておりますので、これで</p>

<p>中 村 人権推進課長</p>	<p>制度を知っていただいて登録していただきやすいようにしました。</p> <p>この更新したチラシは転入時の手続きのときに配布書類に封入して、全転入者の方に周知させていただきます。</p> <p>続きまして、②につきまして人権推進課長の中村からご説明させていただきます。私も着座にてご説明させていただきます。</p> <p>事前登録制本人通知制度の周知を図るために市民団体である堺市人権教育推進協議会と連携いたしまして同協議会が主催する行事でチラシを配布いたしました。配布実績といたしまして「第 46 回人権を守る市民のつどい」で 166 人の方に、「防災と人権をテーマとした朗読劇・シンポジウム」で 225 人の方にそれぞれチラシを配布し制度の周知を図りました。説明については以上です。</p>
<p>坂 本 ダイバーシティ企画課参事</p>	<p>続きまして、2 職員向けアンケートの実施について、ダイバーシティ企画課の坂本がご説明させていただきます。着座にて失礼します。</p> <p>前回の協議会で職員に登録を呼びかけてはどうかのご意見をいただきましたので、本制度に関する職員の状況を把握するために 2 月 4 日から職員アンケートを実施しました。回答期限は 3 月末を予定していますので現時点での集計結果となります。</p> <p>また、アンケートの通知文に制度内容がわかるよう堺市ホームページのリンクを貼り付け制度周知も併せて行いました。実施した結果は資料 1 のとおりとなります。アンケート回答者数は 4,203 人で 50%の方に回答いただきました。</p> <p>2 番めの質問、制度の認知度については約 2 割の方が本制度を知っていたと答えています。</p> <p>3 番めの質問、制度の登録状況については職員の 2%が登録している状況です。堺市民の登録は 0.3%ですのでそれよりは多くなっています。</p> <p>次に、4 番めの質問、登録していないと回答した職員のうち約 3 割の人が制度に登録しようと思うと回答しています。</p> <p>以上が今回実施した職員アンケートの結果となります。</p>
<p>山 出 戸籍住民課長</p>	<p>続きまして、事前登録制本人通知制度の登録者数の推移ということで資料 2 をご覧いただきたいと思います。前回お示しした内容から令和 7 年度分を追加した内容になっています。</p> <p>今年 1 年間の推移は月別に書いておりまして制度案内の周知強化や職員ア</p>

	<p>ンケートの取組後に、1月、2月とだんだんと増えていき微増傾向になっています。効果としては極端に表れているわけではありませんが少しずつ効果が表れつつあるというように推移を見守っています。</p> <p>それともう一つ、被害告知型本人通知制度についてはどうなっているのかというご意見もいただきました。2026年度、令和8年度の早期に不正取得の恐れを含む場合も本人に通知するという被害告知制度を実施する予定です。現在は庁内調整であるとか各機関との連絡等がありまして、もう少しだけお時間をいただきたいと思います。以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>事前登録制本人通知制度についてそれぞれご説明をいただきましたが、これについて何かご質問がありましたらお願いします。</p> <p>兼城委員。</p>
<p>兼 城 委 員</p>	<p>聞き取れなかったのですが、この通知数というのは何の通知数でしたか。</p>
<p>山 出 戸籍住民課長</p>	<p>通知数は事前登録制本人通知制度に登録されている方に対して第三者請求があった場合に本人さんに通知するとなっております、この通知の数を表示しております。</p>
<p>兼 城 委 員</p>	<p>ありがとうございます。</p>
<p>会 長</p>	<p>他にございませんでしょうか。井上委員。</p>
<p>井 上 委 員</p>	<p>様々な取組と、また周知活動もしていただいてありがとうございます。</p> <p>前回もここは触れさせてもらったんですけども、まずこの本人通知制度について知ってもらいたいために今回周知活動をたくさんしていただいたと思います。実際には登録者数を増やしていくとなると、数値目標的なものがあった方が、具体的な取組も行っていきやすいと思いますので、そういった協議を重ねていけたらと思っています。</p> <p>例えば、前回もお話ししましたが各区民祭りに出向いて出張型の登録スペースを設置したりというのも一つのやり方だと思うのでそちらもまた検討いただけたらと思っています。</p> <p>先ほど兼城委員が質問いただいた通知数を見ると、同じ人が何度も第三者請求されている可能性もありますが約2,400が累計になっており登録者数と</p>

	<p>ほぼイコールです。このことから登録している人の大多数が第三者請求されているのではないかと見て取れるので、たくさんの方に登録していただいてこの通知制度を浸透させていくことが大きな役割を果たしていくことになるかと思いますのでぜひともご検討をよろしくお願いいたします。</p>
古 谷 市民生活部長	<p>はい、ありがとうございます。市民生活部長の古谷です。</p> <p>今お話がありましたように登録者を増やしていく周知の仕方を考える上で今回職員アンケートを取らせてもらいましたので、今後アンケートを実施していくときに、どういった考えで登録しようと思ったかとか、逆に登録が必要ないと考えている職員に対して、どういう理由や考えで登録しなかったのか、その辺のところも、もう少し深堀をしていきながら分析をし、より効果的な啓発や周知を検討していきたいと考えております。</p> <p>また先ほどありました通知の内容はいろいろだとは思いますが、広くすべての方に請求があるというよりも、どちらかというたとえば、債権債務などでカードローンなどを抱えていらっしゃる方などが何回も第三者請求があったりということもありますので全員があるというよりも、ある程度重なってくる通知が多いというような状況かと思っております。</p>
会 長	<p>他にございますでしょうか。兼城委員。</p>
兼 城 委 員	<p>登録者を増やしていく観点で、登録場所が区役所市民課になっているんですけども本人確認書類にマイナンバーカードも入っていますので、マイナンバーカードを活用してオンライン申請とか来庁不要な形に今後検討するとかはあるんでしょうか。</p>
山 出 戸籍住民課長	<p>オンライン申請での登録は今も実はできるようになってまして堺市電子申請システムを使ってできるようになっています。</p> <p>今回改めて QR コードを載せている部分があるんですけども、この左側の QR コードをスマートフォンで読み取れば直接申請の入り口までつながるようになっており、その画面から申請することができるようになっております。</p>
会 長	<p>中田委員。</p>
中 田 委 員	<p>今の質問と関連しますが、いろいろ取組を工夫していただいてありがたい</p>

	<p>と思ってるんですけども。</p> <p>実はこの左の QR コードの読み取りを私もやってみました。私はマイナンバーカード登録してないんです。そういう人はここからは登録できないので高齢者の中にもそういう方がいらっしゃるかもわかりません。</p> <p>前回は申し上げましたけれども、区民祭りとか、出張でその場で登録でき、後の必要な事項については、担当者から手続きされた方にご連絡いただくという工夫はぜひやっていただきたいというのが一つと、先ほど井上委員が申し上げていたと思いますが、目標値。やはり目標値がないと効果測定できないと思いますので、そこを明確にしていきたいというのと、先ほど職員アンケートをまた取っていただけるといってお話がありましたけれども、それは何年のスパンで取るのか、その辺りも教えていただけたらありがたいと思います。</p>
<p>坂 本 ダイバーシティ企画課参事</p>	<p>職員アンケートは一年に 1 回は取っていただけると思っております。以上です。</p>
<p>会 長 山 出 戸籍住民課長</p>	<p>数値目標の話はどうか。</p> <p>今考えている数値目標ですけども少しずつ増えているという点も踏まえまして、とりあえず極端に多い八尾市を除いた大阪府の平均値ぐらいをまずは目標値にしたいと思っています。期限は、再来年度ぐらいまでにはと考えております。</p>
<p>会 長</p>	<p>よろしいですか。</p>
<p>中 山 委 員</p>	<p>登録者数の数値目標について井上委員の意見とも重なるんですけども、私も前回聞かせていただいてから他の都道府県とか先進的な横浜市とか福岡のホームページとか見るんですが、登録者数の数字というのはセンシティブだから、なかなか公表されてないのでわからないんですけども、先ほどの回答で大阪府の平均程度って言われるので具体的な数字をオープンにはできないと思うんですけども、出ているものがあるのかなど。あったらその分析みたいなのをどうされているかなっていうのを聞いてみたいのと、私が見た範囲では亀岡市だけは登録者数をホームページ上でもオープンにしていますので。その数値目標のために何か持っておられる情報で示してもらえたら教えていただけたらありがたいと思います。以上です。</p>

会 長	<p>今のご質問と、先ほど中田委員がマイナンバーカードを持っていらっしゃる方はどうしたらいいのかということもあったので、それを併せてお答えいただけますか。</p>
山 出 戸籍住民課長	<p>まず、マイナンバーカードを持っておられない方についてから説明いたしますと、マイナンバーカードを持っておられない方は郵便で請求することができるようにしております。</p> <p>私共で考えているのは、市職員にまずいろいろ効果的な周知を行うために、なぜ登録を躊躇をしているのかという理由の解明とかをアンケートを通じて分析し検討していきたいと考えています。</p> <p>数値目標ですけれど大阪府の具体的な数値が大体どれぐらいなのかと言われますと 0.4%、八尾市を抜いた数になります。掛け算すると、だいたい 3,300 人ぐらいだと思います。とりあえずはそこを目標に頑張りたいと考えております。</p>
中 田 委 員	<p>すいません、細かなこと言って大変申し訳ないんですけど今現状 0.3%ですよ。それを 0.4%にしたら数値的にはどれぐらいになるんですか。</p> <p>しかも 2028 年度まで 2 年ぐらいかけてやるというもの。どれぐらいの数になるんでしょうか。</p>
山 出 戸籍住民課長	<p>今の数からだいたい 800 から 900 ぐらいプラスの数値になっていくと考えています。</p>
会 長	<p>よろしいですか。もう少し頑張ったらというご意見ですね。それはもちろん大阪の平均の一つだけ、それは変動すると思っていますので、それぞれご尽力をいただければということをお願いをしておきたいと思います。</p> <p>中山さんへのお答えはこれでよろしかったですか。</p>
中 山 委 員	<p>はい、ありがとうございます。</p>
会 長	<p>他にございますでしょうか。藤本委員。</p>
藤 本 委 員	<p>案件 1 の資料の 4 番めの被害告知型本人通知制度で前回も不正取得のカウントをどのような基準で取るのかという議論があって今検討の段階かと思うんですが、何をもってこの方たちにその通知するという、その判断基準をど</p>

<p>山 出 戸籍住民課長</p>	<p>うするののかということと、今その検討されている基準だったら、例えば今見ている中の数で言うと、年間だいたい何件ぐらいになりそうだなという想定などを持ってられたら教えていただきたいです。</p>
<p>山 出 戸籍住民課長</p>	<p>基本的にはまずは裁判などで不正取得であることが確定するような場合、これがまず第一点で考えているケースです。</p> <p>それともう一つが第三者からの請求でどれぐらい不正があるのかと言われますと、ほとんどが正当な請求であると判断しています。</p> <p>そのため、年間件数については他県で過去に多くあったことは承知していますが、具体的な件数は想定できていないというところでございます。</p>
<p>会 長</p>	<p>よろしいですか。</p>
<p>藤 本 委 員</p>	<p>はい。</p>
<p>会 長</p>	<p>他にございますでしょうか。</p> <p>先ほどの話で言うと、そういうことが事案として発覚すればそのケースに紐づいてたくさん出てくるけれどもということですよ。</p>
<p>山 出 戸籍住民課長</p>	<p>そうです。</p> <p>そこが出てこない限りは把握しようがないから数字は予測しづらいということですよ。</p>
<p>会 長</p>	<p>では他にないようでしたら案件 1 については以上とし、次に案件 2「堺市同和行政協議会の見直しについて」事務局から説明をお願いします。</p>
<p>坂 本 ダイバーシティ企画課参事</p>	<p>それでは、案件 2 同和行政協議会の見直し、委員任期の統一について説明いたします。案件 2 の資料をご覧ください。</p> <p>当協議会の委員の任期は改選の年の 10 月 1 日から 2 年後の 9 月 30 日までとなっています。ただし、一部の委員の方については 1 月 1 日から 2 年後の 12 月 31 日までとなっています。</p> <p>また、4 号委員、市議会議員の皆さんは議員選挙の後、及びその 2 年後にも改選が行われます。これらにより 2 年の間に 3 回の改選が行われ途中で委員が入れ替わるという状況となっています。これを(3)任期を統一した場合の比較の現行制度での改選予定という表にしました。令和 8 年 10 月 1 日の</p>

<p>会 長</p> <p>事 務 局</p>	<p>改選から 2 年後の令和 10 年 10 月 1 日の改選の間に 3 回の委員改選があることがわかります。</p> <p>(2)の任期を統一するメリットですが、委員の任期をそろえることにより 2 年の間、ほぼ同じメンバーで同じスタート地点から議論することができ、案件の前提条件や審議経過を共有しやすくなります。</p> <p>また、委員改選の都度、会長や副会長などの役職を互選するための議事の回数を減らすことができ委員の皆様の審議の負担を軽減することができます。これらのことから 2 年の任期を満了した後、空白期間を設け任期の始まりを統一することとしたいと考えます。</p> <p>それを(3)の下表、任期を統一した場合の改選予定という表にしております。今年、令和 8 年 9 月 30 日で任期が終了した後、10 月 1 日から委員に就任するのではなく翌年令和 9 年 7 月 1 日に新たに就任の予定としています。今年の 12 月 31 日に任期が終了する方も同様です。これにより全委員の任期を合わせることができます。</p> <p>次に、(4)任期を統一した場合の今後の協議会開催についての表をご覧ください。委員任期の統一に伴い、令和 8 年 10 月から令和 9 年 6 月まで委員が不在となり同和行政協議会を開催できない状況となりますが、この間も本市の同和問題の解決のための取り組みが停滞しないように、この表の内容で今後の協議会の開催を計画し審議を実施していく予定としています。本件の説明は以上です。委員の任期を統一することについてご審議よろしくお願ひします。</p> <p>ただいま、堺市同和行政協議会の見直しについての説明をいただきました。この件について何かご質問がありましたらお願いします。何かございませんでしょうか。</p> <p>ご理解いただいたようでございますので、この案件については今ご提案になりました議案通り承認してもよろしいでしょうか。</p> <p>異議なしということで進めさせていただきます。</p> <p>それでは堺市同和行政協議会の見直しについては議案通り承認するというところで進行させていただきます。</p> <p>本日、案件としては以上ですが、委員の皆さん、他に何かございましたらなんでも結構です。いかがでしょう。</p> <p>なければ事務局から連絡事項はございますか。</p> <p>今年度、この協議会でご審議いただきました審議内容につきまして昨年度</p>
-------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>会 長</p>	<p>同様、令和7年度報告書という形で木畑会長に内容をご確認いただき、会議録とともに市のホームページ等で公開をさせていただきます。</p> <p>次回の同和行政協議会の開催は先ほども案件の中でありましたが来年度に入ってからのご予定となっております。事務局からは以上でございます。</p> <p>ありがとうございます。今のことについては何かご意見、ご質問等はありませんでしょうか。</p> <p>よろしいですか。では他にご意見ご質問等ないようでしたらこれをもちまして第30回堺市同和行政協議会を終了いたします。議事進行にご協力いただきましてありがとうございました。</p>
------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------